

ノートルダム清心女子大学日本学術振興会特別研究員受入規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）において独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 特別研究員として受け入れができる者は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく研究者養成事業として、特別研究員－S P D、特別研究員－P D、又は特別研究員－R P Dに採択された者とする。

(受入教員)

第3条 特別研究員を受け入れるに当たっては、受入教員を定めるものとし、当該受入教員は、当該特別研究員が主に研究を行おうとする学部、研究科及び研究所・センター等の教育研究組織（以下「教育研究組織」という。）の専任教員とする。

(受入手続)

第4条 本学に特別研究員として受入れを希望する者は、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の採用決定があった後、あらかじめ受入教員及び受入教員が所属する教育研究組織の長の承諾を経て、学長に特別研究員受入申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

- 2 学長は、本学の教育研究上支障がない場合に限り、これを許可する。
- 3 学長は、前項の規定により受入れを許可したときは、申請者に対し受入許可書（別紙様式第2号）により通知するものとする。

(受入期間)

第5条 特別研究員の受入期間は、原則として日本学術振興会が定める採用期間の範囲内で認めるものとする。

- 2 特別研究員がやむを得ない事由で研究を中断もしくは中止し、又は研究期間その他の事項を変更しようとするときは、受入教員及び受入教員が所属する教育研究組織の長を通じて速やかに学長にその旨を報告するものとする。

(待遇等)

第6条 本学は、特別研究員には、給与その他研究活動に要する経費は支給しない。

- 2 本学は、特別研究員に対し、研究料は徴収しない。

(研究活動への従事)

第7条 特別研究員は、日本学術振興会から出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、特別研究員申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、特別研究員は、日本学術振興会が定めた範囲で他の研究に従事することができる。

(施設等の使用)

第8条 特別研究員は、その研究を遂行するために必要な本学の施設、設備、文献等を本学の教育研究上支障のない範囲で利用することができる。

- 2 特別研究員は、故意又は過失により、施設、設備等を滅失し、又は損傷したときは、こ

れを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 特別研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

2 学長は、特別研究員が前項の規定に違反し、又は特別研究員としてふさわしくない行為があったときは、本学での研究活動を停止させ、又は受入れの決定を取り消すことができる。

(災害及び健康管理)

第10条 特別研究員は、研究中の不慮の事故等に備え、本人の負担により傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 特別研究員の災害上の諸問題及び健康管理は、自己の責任において対処するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2016年7月1日から施行する。

別紙様式第1号（第5条第1項関係）

特別研究員受入申請書

年 月 日

ノートルダム清心女子大学学長 殿

申請者
住所

氏名 印

日本学術振興会特別研究員として、下記のとおり研究に従事したいので、申請します。

記

氏名：

生 年 月 日 : 年 月 日

最 終 學 歷 :

学位取得（見込）： 年 月 日 博士（見込）

研 究 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

研究題目：

受入教冒名：

上記申請者の受入教員となることを承諾いたします。

。 所屬職名 氏名

印

上記申請者が、上記教員の指導の下で研究に従事することを承諾いたします。

役職名 氏名 (印)

別紙様式第2号（第5条第3項関係）

文 書 番 号
年 月 日

特別研究員受入許可書

申請者

殿

ノートルダム清心女子大学
学長

公印

年 月 日 付けで申請のあったこのことについて、受入れを許可します。